

広島県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和元年六月三日までの間、縦覧に供する。

令和元年五月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	三次市十日市中一丁目一五九九番一地从先から 三次市十日市中二丁目一六二七番五地先まで	令和元年五月二〇日